

**第 5 回
犯罪被害者等基本計画検討会**

意見書

= 第 1 1 条 ・ 第 2 1 条 ・ 第 2 2 条 関係 =

岡村 勲

平成 1 7 年 7 月 1 1 日

目 次

公費による弁護士選任制度の導入について（第11条関係）

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 頁
- 2 公費で被害者のための弁護士を選任できることの必要性・・・・・・ 3 頁
- 3 被疑者・被告人との不均衡・・・・・・・・・・・・・・ 4 頁

（別紙）被害者弁護人の行う活動

- A 起訴前の段階・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 頁
- B 起訴後の段階・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 頁
- C 不起訴になった場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 頁
- D 刑事裁判終了後・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 頁

早期及び長期支援体制の確立（第11条関係）

- 第1 被害者が望む早期支援体制
 - 1 全般的な要望・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 頁
 - 2 特に殺人事件の場合の要望・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 頁
 - 3 特に傷害事件の場合の要望・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 頁
- 第2 被害者が望む長期支援体制
 - 1 解決事件の場合
 - （1）信頼できる弁護士を国費で派遣して欲しい・・・・・・・・・・ 8 頁
 - （2）その他の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 頁
 - 2 未解決事件の場合
 - （1）警察への依頼・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 頁
 - （2）その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 頁
- 第3 結論
 - 1 早期の支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 頁
 - 2 長期の支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 頁

犯罪被害者等の支援窓口の一本化（第11条関係）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 頁

「日本司法支援センター」の相談窓口としての機能充実（第11条関係）

・・・・・・・・・・ 11頁

**PTSDを含めた精神的被害についての
調査研究及び専門家の育成
（第21条関係）**

- 第1 精神的被害は重大である・・・・・・・・・・ 13頁
- 第2 国による調査・研究を直ちに実施すべきである・・・・・・・・ 13頁
- 第3 国は、質の高い治療や援助が全国どこでも得られるようにすべきである 13頁
- 第4 国は、専門家を育成すべきである・・・・・・・・・・ 14頁
- 第5 国は、専門家たる支援者の人的ネットワークを構築すべきである 14頁

犯罪被害者の実態等に関する調査研究の充実（第21条関係）

- 第1 犯罪被害者の実態等に関し、被害後の被害者及び遺族らの経済生活状況
に関する調査を要望する。・・・・・・・・・・ 16頁
- 第2 調査担当機関・・・・・・・・・・ 16頁

民間支援団体に関する援助（第22条関係）

- 第1 民間支援団体による支援活動は国の代行である。・・・・・・・・ 17頁
- 第2 国の事務の代行であるとすれば、国が経費を負担するのは当然である。 17頁
 - 1 専門家としての支援要員の育成費用・・・・・・・・ 17頁
 - 2 事務所の運営費用、設備費用、職員の雇用費用・・・・・・・・ 18頁
 - 3 活動費・・・・・・・・ 18頁
- 第3 国や自治体による補助金の支出と、免税措置が講じられるべきである 18頁
- 第4 国は最新且つ十分な情報を民間支援団体に提供すべきである・・・ 18頁

公費による弁護人選任制度の導入について

(第11条関係)

【提言】

刑事司法手続において、犯罪被害者等のために、公費による弁護人を選任できる制度を創設すべきである。

【理由】

1 はじめに

公的弁護人制度については、既に、第4回意見書において提言を行ったところであるが、基本法12条、18条、11条にそれぞれ直接関係し、その他捜査段階から公判終了後にいたるまで、あらゆる局面に関連するので、今回まとめたの提言を行う。

2 公費で被害者のための弁護人を選任できることの必要性

犯罪被害者等のための支援弁護活動としては、刑事手続や法律用語の解説、捜査機関からの事情聴取の際の法的アドバイスや付添活動、捜査機関から提供される情報の受領（情報開示請求）、法廷傍聴への付添活動、被疑者・被告人との間の示談交渉、刑事和解手続・意見陳述の際の法的アドバイス、公判記録閲覧及び内容の検討説明、不起訴記録の閲覧謄写及び内容の検討説明、検察審査会申立などの支援が考えられる（詳しくは別紙参照）。これらの弁護に対する扶助としては、現在、法律扶助協会の自主事業（日本財団の援助に基づく）があるのみである。

このように現状では、公的弁護人制度がないので、被害者の権利行使は極めて困難である。資力のある被害者しか弁護人が依頼できず、資力がない、弁護士との接点がない等の理由によって弁護人に依頼できず、本来回復されるべき被害回復が図られない状況は不公平なことである。

また、被害者及びその家族は、病院への入通院、葬儀、転居、警察及びマスコミ等との対応の必要に迫られ、時間的余裕がない中で、予期してなかった多額の支出を余儀なくされる反面、休職あるいは退職により、収入は減る一方で

あり、このような状況におかれる被害者が、さらに私費で弁護士を選任しなければならないことは、過大な経済的負担を強いられることになり、弁護士に依頼すること自体を躊躇させることになる。

被害者は加害者に対して損害賠償請求権を有するとはいえ、加害者が無資力であれば、それは画に書いた餅であり、かえって被害者は訴えを起こすためにまず自腹で印紙代や弁護士費用を負担しなければならないのであるが、これらの費用を被害者が負担することは酷なことである。

3 被疑者・被告人との不均衡

被告人は、有罪無罪にかかわらず、国費での弁護人の選任が可能であり、また、さらに被疑者段階からの国選弁護制度が創設される状況にあって、被疑者・被告人の人権強化との均衡という面からも、刑事司法における犯罪被害者等への国選支援弁護士制度を創設するべきである。

例えば、平成16年度国選弁護人の年間予算額は65億1800万円である一方、(平成15年度)、被害者ための公費はゼロである。同じ一つの犯罪事実でありながら、被疑者・被告人のための体制の整備と、被害者のための体制の不備との間の不均衡はあまりに著しいものがある。

よって、犯罪被害者等のための公的弁護人制度を創設することが不可欠である。

(別紙) 被害者弁護人の行う仕事

A 起訴前の段階

- 1 刑事事件の手続の説明とアドバイス
- 2 被害者として取り調べを受け、調書を作成する際のアドバイス
- 3 取り調べに付き添うこと
- 4 告訴を行うこと
- 5 警察・検察との連絡調整。情報の受領、情報請求。
- 6 被害者としての証拠収集(民事事件の準備・刑事事件のサポート)
- 7 マスコミ対応が必要な場合、盾となり、また対応の窓口となり秩序だった対応をすること等
- 8 加害者側からの働きかけに対する対応
 - ※ 特に、加害者に弁護士がついた場合。形ばかりの見舞金を受け取ってよいのか、拒否してよいのか。弁護士に適時に相談できなければ、受け取ることや拒否することの法的な意味が分からない。そして、示談の申し出を受け入れた際の対応を行う。

B 起訴後の段階

- 1 公判準備における検察官との打ち合わせ・付き添い
 - ※当事者だけでは、言い尽くせないことや、漏れが生ずる。
 - ※検察官との打ち合わせ前に被害者としての言い分や要望を弁護士と打ち合わせておけば、打ち合わせのポイントが事前に絞られ、検察官としても打ち合わせを有意義に行うことができる。
- 2 公判期日傍聴付き添い
 - ※加害者の親族にヤクザがいたケースでは、弁護士が被害者に付き添っているのに、傍聴席であからさまに威圧されたことがある。被害者に弁護士が付き添わなければ到底傍聴することさえ不可能であった。
- 3 被害者証人尋問準備
 - 証人として被害者の思いを法廷で述べることは普通の人にはかなり難しいことである。検察官が質問者であるが、事件当初から終始被害者と接してきた弁護士のアドバイスやサポートが欠かせない。
- 4 被害者の意見陳述のサポート
- 5 加害者対応

被告人に国選弁護士が選任され、被告人のために、示談や宥恕を求めて、被害者に接触してくる。示談に応ずるかどうかの判断、仮に応ずるとした場合どのような内容の示談にするか等、被告人の弁護士からの働きかけに対処するには専門知識が必要である。

6 刑事手続上の和解

刑事手続上の和解の交渉過程には裁判所が関与しない。よって、どのような和解条項にするかということは、専門知識を持って被告人弁護士と交渉をしなければならない。

7 民事訴訟の提起

5、6の検討と関連して、民事訴訟の提起が適切な場合に、民事訴訟の提起を行う。

8 犯罪被害者等給付金申請

C 不起訴になった場合

- 1 不起訴記録開示手続を代理人として実施することやサポートを行う。
- 2 場合によっては検察審査会に審査申立を代理人として行う。
- 3 民事訴訟の提起を行う。

D 刑事裁判終了後

- 1 加害者情報の入手措置を行う
- 2 被害者の安全確保のためのアドバイス及び弁護活動

早期及び長期支援体制の確立 (第11条関係)

第1 被害者が望む早期支援体制

1 全般的な要望

何でも相談でき、信頼できる人を派遣して欲しい。例えば、

- ・ 当座の費用の立て替えをして欲しい
- ・ 不安な中、今後どのように進展するか教えてもらいたい
- ・ 精神的に支えてもらいたい
- ・ 掃除・洗濯・買い物などの手伝いをして欲しい
- ・ 子供の世話・老人の介護などをして欲しい
- ・ マスコミへの対応をして欲しい（スポークスマン）

2 特に殺人事件の場合の要望

信頼し、支えてくれる人を派遣して欲しい。例えば、

- ・ 葬儀社の紹介、葬儀の手配をして欲しい
- ・ 自宅が現場の場合近隣への挨拶等必要な社会交際を手伝って欲しい
- ・ 関係者への事件・葬儀連絡を手伝って欲しい
- ・ マスコミへの対応を行って欲しい
- ・ 警察調書作成に付き添って欲しい（国費弁護人等の派遣）
- ・ 精神的に支えてもらいたい
- ・ 自宅が現場の場合、早急に仮住まいの斡旋をして欲しい
- ・ 葬儀費用等の一部国費負担または一時貸付を行って欲しい

3 特に傷害事件の場合の要望

信頼し、支えてくれる人を派遣して欲しい。例えば、

- ・ 病院を探して欲しい
- ・ 病院への搬送、付き添い／送迎をして欲しい
- ・ 緊急治療費も含め国費負担での継続的治療を受けられるようにして欲しい

- ・ 子供の世話・老人の介護を手伝って欲しい
- ・ 掃除・洗濯・買い物などの手伝いをして欲しい

第2 被害者が望む長期支援体制

1 解決事件の場合

(1) 信頼できる弁護士を国費で派遣して欲しい

- ・ 調書作成への付き添いをして欲しい
- ・ 裁判への付き添いをして欲しい
- ・ 裁判の進行についての説明と被害者の立場の説明してもらいたい
- ・ 法廷用語の解説をしてもらいたい
- ・ 検事との話し合いの機会を設け、パイプ役になって欲しい
- ・ 裁判所内に傍聴開始までの被害者側の控え室を設けるようにして欲しい
- ・ マスコミ対応（記者会見等）をしてもらいたい
- ・ 犯罪給付金支給申請手続きの代行をして頂きたい
- ・ 民事訴訟を起す場合、国費での代理人選任を行って欲しい

(2) その他の支援

- ・ ボランテニアによる支援傍聴を実現して欲しい
- ・ 大黒柱を失った場合には、適当な期間、経済的支援をして欲しい
- ・ 転院せずに済む信頼できる病院の確保と国費での治療を実現して欲しい
- ・ 相続をはじめ日常生活の相談にのってくれる然るべき人を紹介して欲しい
- ・ 被害者の不安を減少させるため、出所後情報の提供と被害者の保護を是非とも実現して欲しい

2 未解決事件の場合

(1) 警察への依頼

- ・ 解決するまで捜査の進捗状況を定期的に報告して欲しい
- ・ “WANTED ¥5000 万 “等の賞金をかけても、一日も早く解決して欲しい

(2) その他

- ・ 長期になってくるので、精神的にはカウンセラー派遣をして欲しい
- ・ 長期になってくるので、身体的にも健康診断をして欲しい
- ・ 入院の必要がある場合には、その手配をして欲しい
- ・ 経済的に生活が困窮になった場合にはそれなりの支援をして欲しい
- ・ 国費での長期入院が可能な病院を確保して欲しい
- ・ 国費で被害者保護司の制度を創設して欲しい

第3 結論

1 早期の支援体制

事件直後の早期の段階においては、上記のような様々な要請に応えることができるよう、警察署及び警察署が保障する民間支援団体による支援体制の確立を強く希望する。

2 長期の支援体制

長期的な支援としては、上記のような様々な要望に応えることができるような、警察署及び民間支援団体による支援体制の確立を切に望むものである。

犯罪被害者等の支援窓口の一本化 (第 11 条関係)

【提言】

医療、介護、福祉、年金、労災、住宅、雇用、教育、補償請求など法的手続き以外の全ての支援について、地方自治体に一本化した窓口を設け、被害者等がここに行けば総合的に支援を受けられる制度を創設すること。

また、犯罪被害者等には、犯罪被害者証明カード（仮称）を発行し、簡易迅速に上記各種の支援を受けられるようにすること。

【理由】

突然の被害に見舞われた被害者等にとっては、葬儀等をはじめ自分の身の回りのことすら満足にできなくなる状態が継続する。このようなときに、被害者等が自分で関係する機関の窓口をバラバラに回って何度も相談して歩くことは、困難である。しかも、行く先々で最初から被害の事情を何度も説明しなければならないことは苦しい思いをくりかえさせられることとなる。一つの窓口に行けば全てが相談できる体制というのは、犯罪被害者等の切実な要求である。

犯罪被害者等基本法は、計画される施策が総合的でなければならないことを定めているが、これは、利用する犯罪被害者等からすれば、たらい回しされることなく、一度に総合的な支援を受けられるようにする、ということを意味している。

従って、支援窓口の一本化と犯罪被害者カードの発行をセットにして、簡易迅速で総合的支援を受けられる制度を創設すべきである。この場合窓口として一番使いやすい場所は市役所など自治体であろう。

なお、法的手続きの支援は司法支援センターあるいは弁護士会を窓口とすることになるので、ここでは除外した。

「日本司法支援センター」 の相談窓口としての機能充実 (第11条関係)

【提言】

- 1 情報の提供、精通した弁護士を紹介、損害賠償請求の法律扶助だけでなく、刑事手続きなども含めた犯罪被害者支援弁護全般を司法支援センターにおいて国費によって受けられるようにすること。**

【理由】

総合法律支援法での犯罪被害者支援は、情報の提供、精通した弁護士の紹介、および損害賠償請求の法律扶助のみを本来業務としている。

しかし、犯罪被害者等にとっては、被害直後からの刑事手続きも含めて法的支援が必要なことは、これまでの検討会において再々述べたとおりである。

ところが、被害者等が弁護士に相談したくともその費用を出せないために泣き寝入りしていることが多い。

国費による犯罪被害者支援弁護制度を実現するためには、総合法律支援法を改正し、犯罪被害者支援弁護を本来業務とするべきである。

【提言】

- 2 犯罪被害者等の窓口（電話も含む）は、国選弁護関係の窓口とは画然と区別すること。窓口は、各地方事務所に設け、全国一カ所での受付としな
いこと。窓口には、犯罪被害者支援に精通した職員等を配置すること。**

【理由】

現在のセンター設立準備作業においては、全国の全ての電話を一カ所で受信するコールセンターが計画されている。

しかし、加害者側の被疑者・被告人の国選弁護の相談電話も、被害者等からの相談電話も全て同じコールセンターで受け付けるというのはとんでもな

いことで、犯罪被害者等の苦しみを理解しないものである。

また、一旦コールセンターへ電話して、それから地方に転送するというのは、被害者等が2回同じことを話さなければならないこととなる。

犯罪被害者等にとって、安心して、信頼のおける司法支援とは、自分の身近でよく話を聞いてくれる窓口である。それには、犯罪被害者等専用の窓口・電話を各地のセンターに設置し、専門的知識をもった職員等を配置して、懇切丁寧な対応をしてくれる体制にするべきである。

P T S Dを含めた精神的被害についての 調査研究及び専門家の育成 (第 2 1 条関係)

第 1 精神的被害は重大である

ともすれば精神的被害については、時間が解決する問題、あるいは個人的な精神的弱さによるものであるとの誤った認識から、被害が見過ごされがちであった。

しかし、被害者は、フラッシュバック等、被害の記憶に繰り返しおそわれ、あるいは、被害の記憶がよみがえることを避けるため、人混みに出かけられなくなったり、異性と接触ができなくなったりする。そのため、周囲から奇異の目でみられるばかりでなく、それまで営んできたはずの日常生活を送れなくなる。さらに、常に緊張し精神的に安らぐことができず、眠れなくなる等の症状は、被害者の健康をも直接脅かす。また、症状により仕事が続けられなくなり、経済的に逼迫することも珍しくない。加えて、被害経験によって自分はすでに汚れている等感じ、自己評価が低くなり、被害に遭ったことあるいは被害を防げなかったことについて自責感を持ってしまう。同時に自分の被害を食い止められなかった社会への信頼も失う。(症状については小西聖子教授著「犯罪被害者の心の傷」より引用)。

これらの被害を放置すれば、症状の悪化による鬱病の発症や自殺の危険が生じ、被害者が完全に社会生活から離脱してしまうこともある。

かように精神的被害は重大なものである。

第 2 国による調査・研究を直ちに実施すべきである

そこでまず、国は、被害の実態を正確に把握すべく、調査研究を開始すべきである。

第 3 国は、質の高い治療や援助が全国どこでも得られるようにすべきである

犯罪被害者等が望んだとき、迅速かつ適切な援助や治療が得られる体制をきめ細かく構築すべきである。犯罪被害者等が治療のために遠隔地に通うことは、被害者にさらなる経済的・時間的な負担を与え、治療を断念さ

せることになりかねないからである。

第4 国は、専門家を育成すべきである

続いて、国は、専門家による2次被害が行われることのないよう、犯罪被害に精通した専門家を育成すべきである。

- ① その専門家は、単に被害者の話を聞くだけではなく、カウンセリングを行う能力を有している専門家でなければならない。
- ② 被害の実状に応じて（例：生命侵害、性被害、ストーカー、児童虐待など）対応できる専門家でなければならない。
- ③ 犯罪被害者等からの相談に継続的にアドバイスを与えることができる専門家でなければならない。

第5 国は、専門家たる支援者の人的ネットワークを構築すべきである

被害者に接する者の間や、支援を行う者同士の、支援の可否や支援方法・時期の適否について、相互に情報を互換すべく支援者同士のネットワークの構築が不可欠である。被害者支援が有機的に行われるためには、被害者の支援を行うコーディネーターが必要であり、当該コーディネーターによって、各種支援に携わる者がコーディネートされる必要がある。

たとえば、ドイツにおいては、ケルンモデルとして、ケルン警察、ケルン大学の心理学研究所、被害者支援に携わる役所である援護庁が有機的に連動し、被害者支援を行うシステムが確立されている（全国犯罪被害者による平成16年のヨーロッパ調査報告書117p以下）。

被害届がケルン警察に提出されると、担当の警察官が心理学者によって予め作成されたチェックリストに基づいて、心理的被害者の有無や程度を点数で判断し、一定以上の点数になったときは、警察官は、被害者の同意を得た上で、ケルン大学（心理トラウマ研究所）に通告するとともに、ケルン援護庁、白い環（民間支援団体）とも密接な連絡を取り合い、被害者が心理セラピーを直ちに、かつ無料で受けられるように手配するシステムである。急性のトラウマ被害を受けた被害者に対しては、どのような場合であろうとも即時に援助費用が支出されるのである。また、ケルン市内の108の組織が被害者ネットワークを繋いでおり、パトロール中の警察官が現場で被害者と接したら警察のコンピューターに直ちにアクセスし、当該被害者に適切な援助機関や業務内容、連絡先を教える運用もなされている。

ることである。迅速かつ適切な対応が可能となるように、被害者を支援する警察官に対する教育も十分になされているとのことである

日本においても、参考にされて良い。

犯罪被害者の実態等に関する調査研究の充実 (第 2 1 条関係)

第 1 犯罪被害者の実態等に関し、被害後の被害者及び遺族らの経済生活状況に関する調査を要望する。

法務総合研究所研究部が平成 1 2 年に発行した「犯罪被害の実態に関する調査」研究報告書 1 1 4 頁以下において、被害者等が事件により被った生活面への影響として「生活が苦しくなった」との回答は 3 1 , 8 パーセントであったとの報告がある。

犯罪被害者及び遺族が被害後に経済的に困窮する実態を調査するため、上記生活面への影響をさらに具体的に調査する必要がある。また、犯罪被害者補償制度を検討する上でも、実態調査を強く希望する。

第 2 調査担当機関

各所管省庁から選出された担当者と民間有識者によって構成される第三者調査機関を設置し、被害者の実態調査を行うべきである。

民間支援団体に対する援助 (第22条関係)

第1 民間支援団体による支援活動は国の役割の代行である。

犯罪被害者等が受けた被害を回復し、軽減し、再び平穏な生活を営むよう支援することは、本来、国や自治体の義務である。

とはいえ、実際に国や自治体が、すべての犯罪被害者等にきめ細かく支援に当たることは難しいから、どうしても民間の支援団体がその役割を代行しなければならないことになる。従って、民間支援団体による支援活動は、単なる社会の連帯共助の精神による助け合いと考えるべきではなく、国や自治体の事務の代行と捉えるべきである。

第2 国の事務の代行であるとすれば、国が経費を負担するのは当然である。

民間支援団体は、国や自治体の事務を代行しているに過ぎない以上、その支援活動に要した費用は、国が負担しなければならないこと当然である。それに要する費用としては、以下のものが急務である。

1 専門家としての支援要員の育成費用

何よりもまず、専門家としての支援要員の生活を保障する費用が必要である。

そもそも、制度は人のためにあるが、その制度は制度を運用する人によって生きたり死んだりする。民間支援団体による支援制度も同様であり、それにあたる支援要員が一定のレベルに達していなければならない。支援要員は、被害者問題に関心があり、被害者等のために何かしてあげたいという善意の人というだけでは不十分である。教育をうけ、十分な訓練や経験を積み、専門的知識を持った人材でなければならない。そうでなければ、適確な支援が行えないばかりでなく、不用意な発言や行動で被害者等に2次被害を与える危険がある。2次被害をもたらすような団体に対しては被害者等は信頼を置くことが出来ない。

従って、支援要員は、プロの専門家であることを要する。そして、プロである以上、生活が成り立つような経済的な保障をしなければならない。

もちろん善意のボランティアを否定するものではなく、時間のあるときに行う、法廷の付き添いや病院の付き添い、買い物など、活動してもらわなければならない分野も多々あることは、当然である。

2 事務所の運営費用、設備費用、職員の雇用費用

民間支援団体が被害者等に対応するためには、事務所、事務機その他の設備が必要であり、また支援要員以外の職員も必要であるから、そのための経費を保障する必要がある。

3 活動費

民間支援団体が支援のための活動するには、相当の活動費が必要となることは言うまでもないから、活動費が保障されなければならない。

第3 国や自治体による補助金の支出と、免税措置が講じられるべきである

民間支援団体の活動が、国や自治体の仕事の代行であるかぎり、団体および構成員による支出や、一般国民からの寄付だけに、経済的負担をさせるべきでないことは当然である。

そこで、まず、国や自治体の補助金による援助を実施すべきである。

次に、一般国民からの寄付金に対する免税措置を行うべきである。例えば、全国犯罪被害者の会による平成14年ヨーロッパ調査によると、ドイツの民間支援団体である「白い環」では、遺贈による寄付が重要な経済的基盤をなし、遺贈による寄付に対しては免税措置が取られているとのことである。従って、我が国でも、ドイツに習い、民間支援団体に対する遺贈などの寄付に対しては、法制度を整備し、免税措置が取られるべきである。

第4 国は最新且つ十分な情報を民間支援団体に提供すべきである

民間支援団体による支援活動を容易にするため、国や自治体が被害者に関する最新の情報を提供をしなければならないというべきである。